

ふるさと納税制度とは

『ふるさと納税』とは、皆さんが「応援したい！」と思う街（ふるさと）へ贈る『寄附金』です。

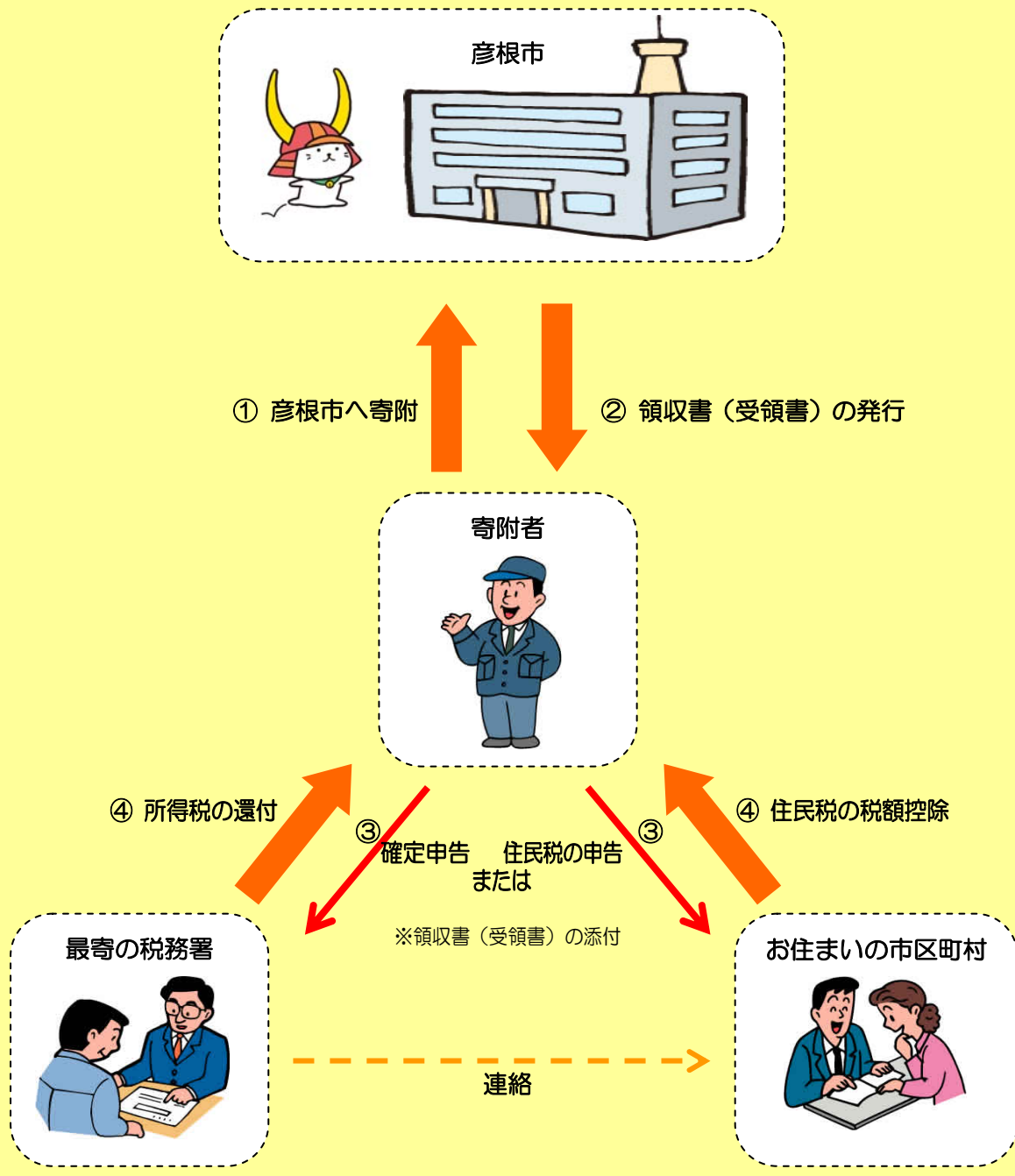
“生まれ育った故郷”や“観光で訪れた思い出の街”

そんな「応援したい！」と思う街（ふるさと）に寄附をすることで、寄附をされた方の住民税や所得税が軽減される制度です。

具体的には、寄附額のうち2,000円を超える部分について、個人住民税所得割額のおおむね1割を限度として、原則、住民税と所得税を合わせて全額が控除できます。



【ふるさと納税の流れ（イメージ図）】



寄附金の控除について

平成20年4月30日に、地方税法が改正され、地方自治体（都道府県・市区町村）への「寄附」に対する税制上の優遇措置が拡充されました。

なお、所得税においては平成22年中に支出する寄附金より、また、住民税においては平成23年中に支出する寄附金より、適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられています。

【制度の概要】

都道府県・市区町村に対する寄附金のうち、2,000円を超える部分について、個人住民税所得割の額のおおむね1割を上限として、原則、住民税と所得税を合わせて全額が控除されます。

【寄附金控除の計算例】

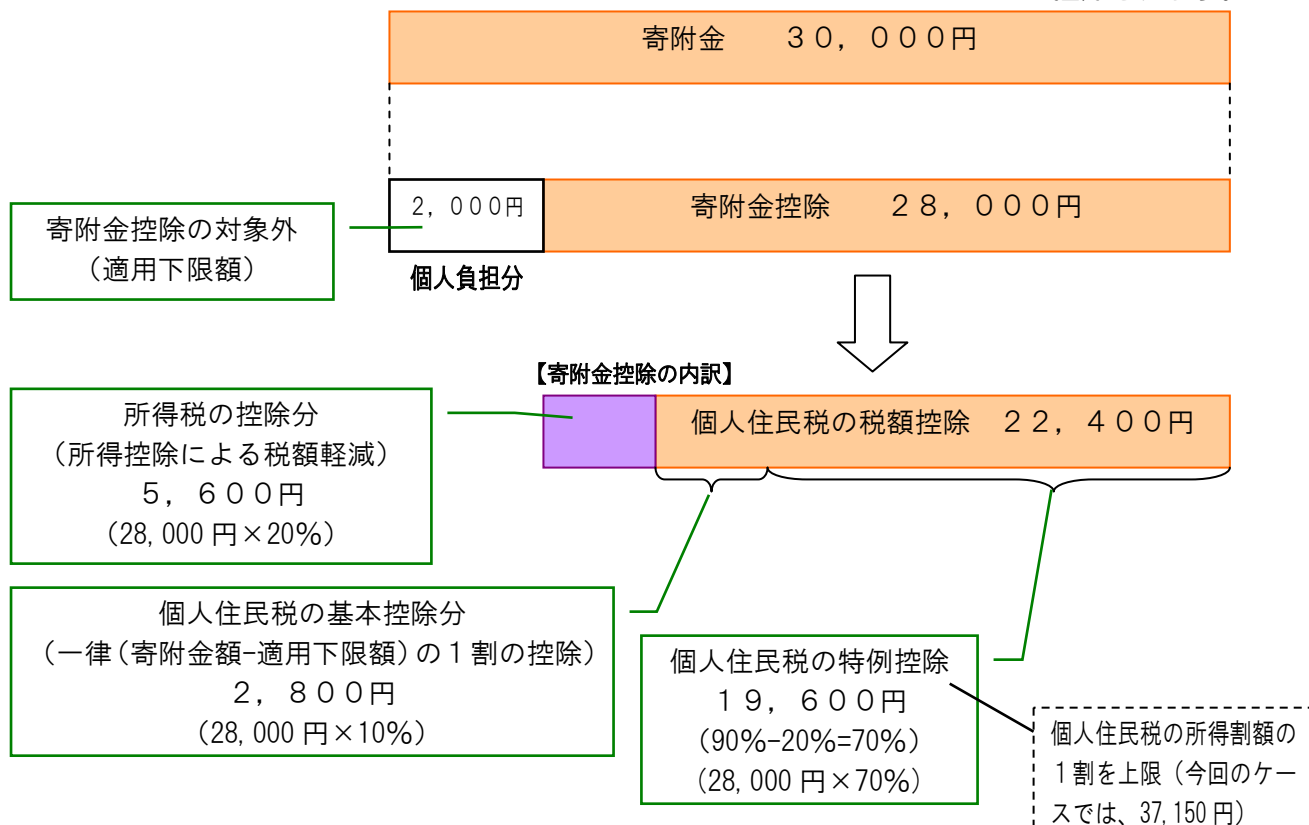
給与収入700万円（配偶者を扶養）の場合

所得税の税率：20%

住民税所得割額：371,500円

彦根市に30,000円を寄附した場合

2,000円（適用下限額）を除いた28,000円（所得税分5,600円＋個人住民税分22,400円）が控除されます。



寄附金控除の対象となる額は、寄附者の所得や扶養者等により異なります。

くわしくはお住まいの市区町村もしくは都道府県の住民税窓口までお願いします。